

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント・広報）
業務委託仕様書（企画プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下、甲という。）が受託者（以下、乙という。）に委託する「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント・広報）」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

1 業務の名称

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント・広報）

2 業務の目的

本事業は、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の震災伝承施設（※1）及び浜通り地域等15市町村（※2）のイノベ構想に関する拠点等（※3）と連携し、復興のあゆみや被災地域の魅力を発信するイベント及びそれに伴う広報を通じて、特に県外からの訪問、交流人口の増加を図り、震災及び原子力災害の教訓や被災地の現状・魅力を正しく知ってもらうことで、風評の払拭につなげることを目的とする。

（※1）福島県内の震災伝承施設

震災伝承ネットワーク協議会（事務局：国土交通省東北地方整備局）に登録されている、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設
(参考 URL <https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/facility/index.html>)

（※2）浜通り地域等15市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

（※3）イノベ構想に関する拠点

「福島イノベーション・ココスト構想」とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトで、拠点となる施設が供用されている
(参考 URL <https://www.fipo.or.jp/inovelab/base-list>)

3 委託費の上限

51,865,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

5 委託業務及び提案の内容

委託業務期間を通じて、主に県外向けに広報活動を行う他、下記のイベントを開催する。以下の（1）～（4）の業務を行い、各事項について提案を行うこと。

《業務の概要》

委託業務事項	期間	場所
(1) SNS 等による情報発信及び効果分析	契約期間内で適宜	インターネット上の SNS 各プラットフォーム
(2) 復興のあゆみ・地域の魅力を発信するイベント	令和5年9月24日（日） ※予定	東日本大震災・原子力災害伝承館
(3) 復興のあゆみ・震災の風化防止・風評の払拭に資するイベント	令和6年3月11日（月） 前後	東日本大震災・原子力災害伝承館
(4) 新聞及びテレビ番組による事業内容周知	契約期間内で適宜	【新聞】全国紙 【テレビ】首都圏又は BS

（1）SNS 等による情報発信及び効果分析

提案事項
ア 外部広報アドバイザーの提案 第三者、外部の広報アドバイザーから、令和4年度の伝承施設等の広報実績に対する評価や改善点等の示唆を得ること。
イ SNS 広報計画の策定及び実施 上記の評価を受け、委託期間内に SNS を活用した広報計画を策定し実施すること。

（提案にあたっての留意事項）

- ・浜通り地域等 15 市町村の震災伝承施設、イノベ構想に関わる拠点等を主に県外に向けて広報する内容とすること。
- ・提案時は、アの評価を受ける前の段階の想定で広報計画を策定し、かかる費用を積算して構わない。
- ・使用する SNS のプラットフォームは問わないが、世代別普及率、閲覧数等を勘案し、費用対効果が高いものを提案すること。

- ・イの広報計画の策定及び実施にあたっては、福島県のウェブサイト「3.11 伝承ロードふくしま」の活用を前提とし、当該サイトの運営及び多言語化の対応を含むこと。

(2) 復興のあゆみ・地域の魅力を発信するイベント

提案事項

- ア 東日本大震災・原子力災害伝承館で開催するイベント内容を提案すること。
- イ 関連イベントとして、首都圏等における「出張展示」「サテライトイベント」等を提案すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・浜通り地域等 15 市町村の震災伝承施設等と連携したイベント内容とすること。
- ・集客想定は 1,000 人程度とする。
- ・甲と調整の上、運営マニュアルを作成すること。
- ・浜通り地域等 15 市町村の震災伝承施設、観光や県産品等の P R ブースを設置すること。
- ・P R ブース小間数、出展者の募集については甲乙協議の上決定する。提案時は、伝承館内 3 ブース、館外に 5 ブースとして積算すること。
- ・ブース出展に必要な備品、スタッフを全て手配し、基本仕様を明記して提案すること。
- ・ブース出展料は無料とし、有料レンタル備品を設定する場合は明記して提案すること。
- ・出展者名の看板を各ブースに設置すること。
- ・実施予定日 9 月 24 日（日）は、東日本大震災・原子力災害伝承館においてミニコンサートを実施予定であるため、当該イベントとの連携を意識した内容とすること。
- ・イの「関連イベント」の期日・回数・会場は任意とし、予算上限額の範囲で実施すること。（追加費用がかかる提案は審査対象外とするので留意すること。）
- ・子どもやその家族を中心に、多くの参加を促す広報を提案すること。また、媒体・期間・数量を明記して提案すること。
- ・WEB、ポスター、チラシ、パンフレット等の作成については、甲と乙でデザイン等について十分協議のうえ作成すること。
- ・会場との交渉、施設利用料、消防、保健所等への申請・届出費用、造作物等の設置・維持・撤去費用は委託業務に含めて積算すること。
- ・会場の賃借手配は甲が行うが、支払いは乙が委託料の範囲で行うこと。なお、想定される概算費用（ア、イ合計で税抜 100 万円）を見積に含めること。

(3) 復興のあゆみ・震災の風化防止・風評の払拭に資するイベント

提案事項

- ア 東日本大震災・原子力災害伝承館で開催するイベント内容を提案すること。
- イ アの内容には、伝承館と連携の上、若者が原子力災害を語り継ぐイベントを含むこと

(提案にあたっての留意事項)

- ・浜通り地域等 15 市町村の震災伝承施設等と連携したイベント内容とすること。
- ・集客想定は 500 人程度とする。
- ・屋外の提案を妨げるものではないが、伝承館内で開催する内容を主として評価するので留意すること。使用する伝承館内の施設は、研修室全面、プロローグシアター、エントランスホールを想定している。
- ・子どもやその家族を中心に、多くの参加を促す広報を提案すること。また、媒体・期間・数量を明記して提案すること。
- ・WEB、ポスター、チラシ、パンフレット等の作成については、甲と乙でデザイン等について十分協議のうえ作成すること。
- ・施設等との交渉や造作物等の設置・撤去は委託業務に含めて費用を積算すること。
- ・会場の賃借手配は甲が行う。施設利用料は見積に含めなくて構わない。
- ・提案事項のイについては、伝承館と緊密に連携し進めること。

(4) 新聞及びテレビ番組による事業内容周知

提案事項

- ア 新聞（全国紙）を活用した広報を委託期間内に実施すること。
- イ アに加えて、小学校高学年児童を対象にした媒体を提案すること。
- ウ 首都圏又は BS テレビ番組を活用した広報を委託期間内に実施すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・ア、イ、ウともに、主に県外向けの広報を意識して広報計画を策定し、媒体・期間・数量を明記して提案すること。
- ・広報の反応を計測する目的で、視聴者プレゼント等を実施しても構わない。ただし、景品の手配・発送等は委託業務に含め、その費用を見積に含むこと。
- ・上記のほか、本業務を効果的に実施するための提案も委託費の範囲内で可とする。

(5) その他

- ・(2)、(3)のイベント準備・開催期間中は、問い合わせ先となる事務局を設置すること。
- ・(2)、(3)のイベントについては、来場者数に加え、来場者の居住地等のデータを統計的に分析できるよう、アンケート等を行って事業効果の分析を行うこと。

(6) 実績報告書の作成

乙は、上記について取りまとめた実績報告書を作成し委託期間内に提出すること。

6 成果品

- (1) 実績報告書（任意様式・正副本 1部ずつ）
- (2) イベントの様子を撮影した写真データを収めたDVD又はBlu-ray（1式）
- (3) 制作した広報物の下版データ、同録データを収めたDVD又はBlu-ray
(1式)

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届
- ・総括責任者通知書
- ・実施工程表（様式任意）
- ・業務実施体制図（様式任意）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了届
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

※当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用している。業務実績の検査に当たり、再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て提出すること。

8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で隨時打合せを行うものとする。甲は本業

務実施のために必要な協力をする。

また、乙は、業務実施にあたり、東日本大震災・原子力災害伝承館を始めとする福島県内の震災伝承施設と十分に協議するものとする。

10 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用した事業であり、甲は業務実績の検査に当たり、乙は、乙の再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て甲に提出することとなる。

なお、証憑資料の提出が無いものは、検査不合格となり、その分の費用は乙が負担することとなるので十分注意すること。

11 その他

- ・乙は著作権（著作権法第27条および第28条で定める権利を含む。）について甲へ譲渡する。
- ・乙は著作者人格権について、一切行使しないものとする。
- ・乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。